

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度第1回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和5年1月24日（火）午前10時00分～午後0時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）岩崎恭彦（会長）、水谷勝美（会長代理）、高畑明弘、伊藤暁広、庄司愛、先浦宏紀、河野茂美 （事務局）市長 竹上真人（冒頭のみ出席）、総務部長 近田雄一、職員課長 中西 章、財務課長 中尾珠巳、職員課長補佐 吉田和敏、職員課給与厚生係長 高山剛将、職員課給与厚生係主任 佐藤克彦
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 委嘱状交付
2. 自己紹介
3. 会長選任
4. 諮問
5. 議事
6. その他

議事録
別紙

令和4年度第1回特別職報酬等審議会議事録

令和5年1月24日 午前10時00分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、水谷会長代理、高畑委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、河野委員

【事務局】竹上市長（冒頭のみ出席）、近田総務部長、中西職員課長、中尾財務課長、吉田職員課長補佐、高山給与厚生係長、佐藤給与厚生係主任

【議事録】

（事務局：中西）本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから令和4年度第1回松阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、竹上市長より、皆様方に委嘱辞令を交付させていただきますので、自席でお受け取りいただきますようよろしくお願いたします。

（市長から委嘱状授与）

（事務局：中西）では、竹上市長から皆様方に一言、開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。

（市長）それでは、改めまして皆様おはようございます。大変お忙しい中、ご多用の中、こうしてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。松阪市の特別職の報酬ということですが、松阪市の場合には人事委員会を持っておりませんので、一般の職員は人事院勧告を準拠していくということで、組合交渉等の中でも、人勧準拠で特別に何かするという事はないですよ、という話で長らくきております。

いわゆる特別職、市長、副市長、教育長とありますが、議会というのは独立機関ですから一時期、議員報酬については特別職報酬等審議会で議論しないという時期があったんです。自分たちの報酬は自分たちで決めてくださいと。でもなかなか、自分たちの給料を自分で決められませんよね。世の中の社長さんたちは自分で決めているんですけども。それで再び、一緒にやりましょうと。ですから毎回、特別職報酬等審議会を開くたびに、議員報酬についてここで議論をされますか、という問いかけをして、今回も一緒に議論してくださいという回答を1月17日付でもらっています。手続き的にはこういう話になっています。

この議論を経させていただいて、我々特別職の給料は3月に条例改正を行って、来年度から適用されます。当審議会が参考のひとつにしている人事院勧告のややこしいところ、それは夏に出されるんです。それから半年も経って世の中は大きく変わっています。昨年12月の消費者物価指数は対前年比で4%ですからね。年明け以降も消費物品はどんどん上がっていくだろうし、4月以降も上がり続けるはずですが、ただ、国の制度は前の年の民間の上昇率に合わせて公務員の給料を合わせていく、単純に言えば1年遅れという話です。それも考慮しながら、ご議論をいただきたいと。今の世の中の流れからいうと、人勧の数字は低いかわかりませんが、人勧準拠という中でそこは変えられない。特別職についてもそれは前提でお考えいただければと思います。議論の方向を示唆するつもりはございませんけれども、ぜひ皆様方のきちんとしたご議論をいただいて、議会のほうに諮っていきたいと思いますので何卒よろしくお願いいたします。まずはこの審議会が始まる冒頭、お礼のご挨拶と

させていただきます。

(事務局：中西) 続きまして、本日が初めての審議会でございますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿順ということで、岩崎委員からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(委員自己紹介)

(事務局：中西) 続きまして、事務局等の紹介をさせていただきます。まず、総務部長の近田でございます。続きまして私職員課長の中西でございます。職員課課長補佐の吉田でございます。職員課給与厚生係長の高山でございます。財務課長の中尾でございます。職員課給与厚生係の佐藤でございます。

続きまして、本審議会条例第4条に基づきまして、審議会の会長を互選により選任いただきたいと存じますが、会長の選任につきまして、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

(委員) 岩崎委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局：中西) 今、岩崎委員にというご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

異議なしの声あり

(事務局：中西) ありがとうございます。それでは岩崎委員におかれましては、会長席へお移りいただきたいと思っております。本審議会条例第4条第3項の規定により、会長代理は会長があらかじめ指名することとしておりますので、岩崎会長から会長代理のご指名を頂戴いたしたいと思っております。

(会長) それでは、昨年度に引き続き、水谷委員にお力添えを賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

(事務局：中西) ありがとうございます。それでは市長から会長に諮問書を手渡させていただきます。会長は御起立をお願いします。

(市長) 松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦様。

特別職の報酬等の額について(諮問)。議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について御検討をお願いいたしたく、松阪市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：中西) ありがとうございます。市長はこの後、別の公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

竹上市長退出

(事務局：中西) 本日の出席委員は8名中7名でございます。委員の過半数の出席がございますので、本審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

それでは岩崎会長に、この後議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは皆様、改めましてよろしくをお願いいたします。ただいま会長に選任いただきました、三重大学の岩崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。大役ですが今年度も現在の情勢に鑑みながら円滑に議事を進めていき、活発にご議論いただきながら、諮問いただきました市長、副市長、教育長の給料、そして議員の報酬の額につきまして答申を作成して参りたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、議事を進めて参りたいと存じます。まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局：中西) 説明に入る前に少しお願いをさせていただきます。審議の内容については、議事録作成のために録音をさせていただきます。また、本審議会は以前から公開とさせていただいておりまして、開催に当たりましては、希望される市民の方に傍聴を許可しておりますので、御了承ください。また多くの幅広い意見を取り込むこととしたいことから、議事運営をお願いしております会長も一委員としてご意見を賜りたいと思っておりますので、他の委員のご理解をお願いいたします。

それでは、資料について担当よりご説明申し上げます。

(事務局：高山) それでは、資料につきましてご説明申し上げます。委員の皆様には事前に配付をさせていただき、すでにお目通しいただいていることと思っておりますので、簡単に説明をさせていただきます。資料は、事前に本編資料と別紙資料 1～5 を配付させていただいております。また、本日、追加資料としまして、「市町別にみた市町民経済計算の概況」という資料をお手元にお配りさせていただいております。

それではまず、本編資料についてご説明させていただきます。

1 ページ・2 ページは、県内各市及び類似団体の令和 4 年 4 月 1 日現在の人口、世帯数、面積、職員数、財政状況等を比較した表でございます。職員数につきましては、全会計における職員数のほか、普通会計における職員数も記載させていただいております。この普通会計における職員数とは、病院や上下水道などの公営企業や、国民健康保険事業、介護保険事業など、公営事業会計にあたる会計を除いた会計の範囲における職員の数ということになります。全ての会計の職員数としますと、松阪市であれば市民病院などの職員も含まれますが、他市では市立の病院がないところもございます。普通会計ではそうした人数が含まれておらず、他市と比較する場合、参考にしやすいと考えられることから、記載させていただいているものでございます。当初予算額につきましては、各市の一般会計予算額で比較しております。その他、各項目にあらわれる言葉の意味について、各ページの表の下に簡単に説明させていただいております。

類似団体につきましては、人口と産業構造により類似する都市を総務省においてグループ分けしたもので、松阪市とおなじ類型区分に分類された県外 17 団体を掲載しております。なお、県内では鈴鹿市も松阪市と同じ類似団体となっております。その類似団体 19 団体のうち、松阪市は人口で 12 番目ですが、人口密度で見ますと一番低い 19 番目となります。

3 ページ・4 ページは、県内各市及び類似団体の市長・副市長・教育長の給与額の現行及び現行前の状況です。松阪市は、後ほど別添資料 5 で説明させていただきますが、平成 26 年人事院勧告で示された「給与制度の総合的見直し」での俸給表水準の引下げに準じて、平成 27 年 4 月 1 日より 2% の減額改正を行っております。それから、前市長在職時には 20% の減額措置をとっておりましたが、平成 27 年 10 月に現在の市長が就任してからは条例本則に規定された額で支給されています。また、一部の各市に記載のある括弧内の数字は、市長公約等により減額した後の金額でございます。

5 ページ・6 ページは、県内各市及び類似団体の議長・副議長・議員の報酬額の現行及び現行前の

状況です。こちら先ほどの市長等と同様、松阪市では、平成 26 年人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じて 27 年 4 月 1 日より 2%の減額改正を行っております。

7 ページ・8 ページは、県内各市及び類似団体の議員に対する政務活動費の支給状況です。政務活動費は、報酬以外で議会活動や市政に関する政策調査研究等の活動のために必要な経費、例えば研究会出席経費や先進地視察経費、議会で使用するパネル作成代や資料購入費などとして支給される費用のことを言い、使わずに残った額は返還されることとなっています。

9 ページ・10 ページは、県内各市及び類似団体の市長等の月額給与及び年収を順位づけた表で、市長公約等により減額する前の給料月額・期末手当支給率をもとに作成しています。期末手当支給率については、年間の支給月数を示しております。また、各市の市長等の月額給についての比較グラフを 11 ページ・12 ページに、各市の市長等の年収についての比較グラフを 13 ページ・14 ページにつけさせていただきましたので、あわせてご参照ください。

15 ページ・16 ページは、県内各市及び類似団体の議員報酬の月額及び年収を順位づけた表で、こちら減額する前の報酬額・期末手当支給率をもとに作成しています。また、こちら同様に、各市の議員の報酬月額についての比較グラフを 17 ページ・18 ページに、各市の議員の年収についての比較グラフを 19 ページ・20 ページにつけさせていただきましたので、あわせてご参照ください。なお、20 ページの副議長の年収比較について、松阪市ではなく、ひたちなか市が色付けされています。順位そのものは合っているのですが、色の付け間違いということなので、訂正してお詫び申し上げます。その下の議員の比較も同様です。

続きまして、21 ページ・22 ページは、議員の活動状況に関する資料として、令和 3 年における県内各市及び類似団体の本会議や常任委員会などの会議日数や本会議における審議案件数等をまとめたものになります。

23 ページ・24 ページは、人事院勧告及び松阪市の一般職員の給与改定率の推移と特別職報酬の改正状況を併記したものです。本年度の人事院勧告は、令和 4 年 8 月に出されましたが、左側の表の一番下の行にありますように、一般職の月例給に関しては平均 0.3%の引上げとなっています。賞与についても 0.1 月分の引上げの勧告となり、支給月数は 4.40 月分となりました。松阪市の一般職員の給与改定は、この人事院勧告に準拠した形で、昨年 12 月に改正を行っております。

それから左側の表の左から 5 列目に、指定職の期末勤勉手当の支給月数の推移を記載させていただいております。この指定職とは、一般職の国家公務員のうち、事務次官、外局の長官や官房長など職務や責任の度合いが特に高度な職のことを指します。松阪市の特別職の期末手当は、市長等については一般職の支給月数の水準を参考にしてきておりますが、議員については指定職の支給月数の水準を参考にしてきているところです。それから右側の表の一番下の行、令和 4 年 1 月から 2 月というのが、この報酬審議会における昨年の答申内容ということになります。昨年は、給料・報酬については据置き、期末手当については、市長等が 0.15 月の引下げ、議員が 0.1 月の引下げという答申を出していただいております。

25 ページ・26 ページは、過去の審議会の開催状況と答申状況、答申額等についての資料です。平成 16 年以前は旧松阪市の状況でございます。

なお、特別職の期末手当につきましては、諮問には含まれておりませんが、本審議会において、改正の有無等のご意見を頂戴いただければと思っております。

続きまして、別添資料 1 ですが、松阪市の財政状況の見通しについて、松阪市中中期財政見通しを添付させていただきました。また、別添資料 2 は、同じく松阪市の財政状況の、過去の推移に関する資料でございます。これらにつきましては、財務課長の中尾から説明をいたします。

(中尾財務課長) おはようございます。財務課長の中尾と申します。私の方から、資料 1「松阪市中

期財政見通し」及び資料 2「松阪市の財政状況」についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料 1「松阪市中期財政見通し」をご覧ください。この「中期財政見通し」は、毎年 2 月下旬に公表をしております、皆様にご覧いただいております資料は、1 年前の令和 4 年 2 月に策定したものです。現在、令和 5 年度の当初予算編成中で、委員の皆様にも、まだお示しすることができない状況をあらかじめ、お断りいたしたいと思っております。どうか、よろしくお願い申し上げます。

それでは、1 ページをご覧ください。中期財政見通しの「策定の目的」では、財政運営の健全性を確保するため、「実施計画」、「予算編成」の流れにおいて一定の目安として活用していること、「見通しの期間」では、令和 5 年度から令和 9 年度までとしていること、「財政見通しの策定」では、普通会計を対象とし、試算の基礎となる経済成長率については、内閣府作成の経済見通しを基準として各年の歳入を推計し、また財政調整基金繰入金も 20 億円で計上していることなどを記載しています。

続きまして、2 ページをお願い申し上げます。上段の表でございまして、令和 4 年度の当初予算を基本に 3 ページの「策定にあたっての前提条件」に基づきまして昨年策定させていただきました、「松阪市中期財政見通し」でございます。

歳入の一般財源につきましては、市税では政府試算による伸びを見込ませていただくとともに、地方交付税につきましては減額となる一方で、その不足分を臨時財政対策債がカバーしている状況です。

また、一般財源の「その他」は、地方譲与税、地方消費税交付金などの各種交付金ですが、伸びを示しているのは、主に地方消費税交付金の増を見込ませていただいております。

国・県支出金につきましては、伸び率はほとんどゼロという形で見込んでおります。扶助費等の歳出の伸びと連動する部分がございますので、その部分については幾ばくか中に入れさせていただいている状況でございます。

次に、市債ですが、これは臨時財政対策債を除き、建設事業に使わせていただいております。市債は、施設や道路等の整備を行うために後年度への負担となる借金です。しかし、将来、便益を受けることとなる世代間の公平の調整、財政負担の平準化という観点等から、一定額の発行が認められているものでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に歳出です。人件費は合併後、職員数の削減に取り組んだ結果、退職職員の推移により若干の増減はありますが、ほぼ横ばいという一定の成果が出た状況でございます。

扶助費は、生活保護費の伸びは、収まりつつある状況ではありますが、社会保障制度の変化に伴う影響が大きく、子ども子育てや障がい福祉に関連する扶助費の増加などにより、歳出に占める割合は高い状況が続くと考えているところでございます。

公債費は、借金の償還に係るもので、毎年 50 億円程度が必要となる計算になっております。

投資的経費は、歳入から歳出の公債費、人件費、扶助費といった義務的経費を控除し、経常的に必要な物件費をまとめたその他の経費をさらに控除したうえで計上しております。あくまで道路、橋梁、学校などの建設等の社会資本の整備等に要する経費としております。

続きまして、下段の表をお願い申し上げます。参考として令和 4 年度の実施計画において各部・各課が計上しました令和 5 年度以降の投資的経費を仮置きした場合の見通しをお示ししております。

4 ページをお願い申し上げます。「策定にあたっての前提条件」ですが、各費目算出の考え方を記載させていただいております。下段の財政指標、次の 4 ページ中央部の市債現在高推移につきましては、この後の資料 2 で詳細を説明させていただきたいと思っております。

最後に、5 ページをお願いします。「財政収支の見通しにおける課題等」について 5 点記載をさせていただきます。

市債、いわゆる借金に関する部分で、合併特例債の基金造成分計 38 億円を借り入れることの活用

方法、合併特例債発行期限後の対策、老朽化する施設の維持・更新費用の増加などの課題をお示しさせていただきます。以上、「中期財政見通し」の内容でございます。

続きまして資料2の「財政状況」についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料2「松阪市の財政状況」について説明させていただきますのでご覧ください。こちらは、主にこれまでの決算の内容となります。対象とした会計は、全国的な自治体間の比較を行うため、すべて一般会計を包括する普通会計で表しています。

1 ページをお願いします。「①決算規模の推移」については、年々拡大をしています。歳出額では平成24年度568.9億円から、令和3年度はコロナウイルス関連の特殊な要素はありましたが779.3億円で、10年間で約210億円増加しています。

2 ページをお願いします。②歳入の推移について、特徴として、地方交付税は、普通交付税の合併算定替が10年間の後、5年間は段階的に削減されることで、本来減少するはずですが、合併特例事業債の発行期限である令和6年度を前に、近年集中して発行し、償還を行ったことで増加しています。また、令和3年度より、合併特例債を未来投資基金として積み立てたことにより、地方債が増加しています。

3 ページ、4 ページをお願いします。「③-1、③-2 歳出(目的別と性質別)の推移」については、少子高齢化やコロナウイルス対策に伴い、社会保障関連で、民生費の扶助費・補助費等が増加しています。また、平成29年度から令和元年度の3か年は集中投資期間として、普通建設事業、目的別では特に教育費において増加しています。

4 ページの資料にあります令和3年度の積立金の増加は、さきほど歳入のほうでも触れさせていただきました合併特例事業債を利用し、未来投資基金20億円を積み立てたことによるものです。公債費の減少につきましては、集中投資期間に伴う短期償還のピークがすぎたことによるものです。

5 ページをお願いします。「④財政力指数～豊かさの程度～」についてですが、財政力指数は、市の財政状況を表すのによく使われる指標で、計算式としては、普通交付税の計算で用います基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3か年の平均となっております。この数値が高いほど自主財源が豊かな自治体と判断され、単年度指数で1を超える場合は、普通交付税が交付されないということになります。松阪市は類似団体、三重県内とも平均以下に位置しますが、大きな企業が存在する都市でなく税収もそれほど多くないところに、先ほどの基準財政需要額に算入のある合併特例債の発行等を活用していることから、近年は低下している傾向にあります。

6 ページをお願いします。「⑤経常収支比率～財政構造の弾力性～」についてですが、経常収支比率は、市町村の財政構造の弾力性を評価するために用いられるもので、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費へ、市税・地方交付税を中心とした経常的な一般財源の収入が、どれほど充当されているかを表しているもので、この比率が低いほど、投資的経費等の臨時的経費に財源を回すことができ、財政構造に弾力性があるということを示す指標でございます。

経常収支比率の数値につきましては、左のグラフのとおり、年度により変動していますが、令和3年度は81.7で、令和元年度から公債費の短期償還にかかる分を経常でなく、臨時的支出として見直したことにより改善している状況です。令和2年度は、右側にありますように類似団体、三重県内とも平均より上位に位置しています。

7 ページをお願いします。「⑥実質公債費比率～公債費の負荷の程度～」についてですが、実質公債費比率は、自治体に標準的に入ってくる税金や地方交付税のうち、その何%が借金の返済に使われているのかを示す数値となっております。この比率が18%を超えると地方債の発行に、国の許可が必要となる、一つの基準となっているものでございます。令和3年度の実質公債費比率は左のグラフのとおり3.6%で、昨年度より0.4%低下しています。平成29年度から3か年の集中投資期間中の借入金の元利償還金等に要する経費の減が影響しているものでございます。

8 ページをお願いします。「⑦将来負担比率～将来の負債の程度～」についてですが、将来負担比率は、借入金である地方債や、将来支払っていく可能性のある負担額等の、現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。本市は－(ハイフオン)表示で、数値として表れていない状況です。安易に借入することなく、将来の世代に負担を残さないよう、慎重な財政運営に取り組んでいるところです。

9 ページをお願いします。「⑧基金の状況」ですが、こちらは基金残高についてのグラフでございます。いわゆる貯金ですが、内訳としまして、ある目的を達成するために基金を積み立てている特定目的基金と、公債費として借金の返還に充てる減債基金、それと一般的な貯金である財政調整基金という3つの基金をお示しさせていただいております。

特定目的基金の残高につきましては、合併特例事業債を利用し、未来投資基金として20億円積み立てたことによるものです。

また、財政調整基金につきましては、年度間の一般財源を調整する基金で、年度によって支出が多く必要となるというようなときのために、予め基金で調整するための性質のものでございます。

左の棒グラフのとおり平成24年度末は87.5億円で、その後増加しています。平成26・27年度には、クリーンセンター建設のため、また、平成30年度から、令和2年度までは、集中投資期間による短期償還のため基金の取り崩しを行っています。平成29年度には100億円を超えましたが、令和3年度は、113.1億円となっております。右の表の積立金につきましては、未来投資基金の20億の積み立て、財政調整基金の積み立て約34億円、などが主なものとなります。

最後に10ページをお願いします。「⑨市債の状況」ですが、こちらは市債残高についてのグラフとなります。いわゆる借金ですが、左の棒グラフのとおり、平成24年度末は合計502.3億円でしたが、年々残高を減らしていく方針のもと、平成28年度末残高については、456.1億円となりました。平成29年度から令和元年度につきましては、集中投資期間にかかる公債費の短期償還により一時的に市債残高および償還額が増加しております。また、令和3年度に未来投資基金積立のため、合併特例債を利用して基金分を借り入れたため、発行額が増加しています。

以上、松阪市の財政状況を中心とした説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局：高山)引き続き、私のほうから、別添資料3についてご説明いたします。こちらは、松阪市の令和4年1月から12月までの1年間における、市議会における議員の一般的な活動の内容と本会議や委員会等への出席日数等をまとめさせていただきました。議会だけが議員の活動というわけではございませんし、また議員によってその活動に若干違う部分もあると思いますが、あくまでも一般的な活動ということでご理解ください。

なお、本会議や委員会等への出席日数については、本会議や全員協議会以外はすべての議員が出席しているわけではございませんので、議員一人当たりの出席日数としては、資料2ページ目の文章中にもありますように「実会議日数×対象人数」で延べ会議日数を算出し、その総数を議員数の28人で除算して88日と算出しました。ただし、議員によって状況は異なりますので、あくまでも目安としてお考えください。

次に別添資料4ですが、これは全国市議会議長会が毎年調査を行い作成している資料で、この資料は令和3年12月31日現在における全国の815市を対象に議長・副議長・議員の報酬の状況をとりとめたものです。2ページ目は報酬額の全国平均、3ページ目は人口段階別の平均報酬月額、4ページ目も人口段階別の平均報酬月額に関する資料ですが、東京都23区、政令指定都市を別書きしたものです。5ページ目は人口段階別の最高額・最低額、6ページも同様ですが、東京23区、政令指定都市を別書きしたものが記載されております。

7 ページの各委員会委員長職、副委員長職への報酬加算の状況ですが、現在、松阪市ではこれらの委員会の委員長、副委員長への報酬加算は行っておりません。

次に別添資料5ですが、令和4年の人事院の給与勧告等関係資料等から抜粋した資料で、給与勧告の骨子、及び給与勧告の手順等について図解で示したものを付けさせていただきました。1 ページ目中頃にありますように、昨年の民間給与との較差は921円、率にして0.23%ほど、民間給与のほうが上回ったということで、一般職の月例給を平均で0.3%ほど上げるといふ勧告になっています。ただし、その上げの範囲については、30代半ばまでという限定的なものとなっています。また、ボーナスについても、4.3月から4.4月へ0.1月分上げるといふ勧告になっています。

最後のページ「2 給与制度の総合的見直しの概要」ですが、こちらが平成26年の人事院勧告で示された総合的見直しの内容で、先にも触れましたように、松阪市において直近の給料・報酬額の改定を行った際の根拠となったものでございます。

この総合的見直しで行われた見直しにはいくつかのものがありますが、このうち改定の根拠となったのが、このページの左上に記載されている「地域間の給与配分の見直し」というものでございます。これは、民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、一般職に適用される俸給表の水準を平均で2%引き下げたうえで、東京などの民間の賃金水準の高い地域においては地域手当の支給割合を高くすることで、民間における地域ごとの賃金水準を公務員にも反映させた給与配分を行うこととしたものです。市長や議員など特別職の給料・報酬については、この一般職における2%引下げを準用した引下げ改定を行い、平成27年4月から施行したところでございます。

それから、本日配付いたしました追加の資料について、ご説明させていただきます。

「市町別にみた市町民経済計算の概況」と書かれた資料をご覧ください。一昨年前の審議会から配布させていただいている資料で、三重県が公表している統計資料の一つになります。その最新版である令和元年度の市町民経済計算の報告書から、「市町内総生産」に関するグラフの資料と、「一人当たり市町民所得」に関するグラフの資料のページを抜き出させていただきました。なお、この資料でご留意いただきたいのは、ここで表されている数値というのは、実際のさまざまな数値の積み上げではなく、同じく三重県が公表している「三重県民経済計算」で推計された県レベルの数値をもとに、さまざまな統計データの数値を基準に「按分方式」で推計したものだということです。そのうえで、資料をご覧ください。

まず、「1 市町内総生産」です。これは国でいえばGDP、国内総生産に当たるもので、市町内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額ということになります。グラフを見ていただきますと、松阪市は鈴鹿市に次いで県内4番目のところに位置しておりまして、昨年度と同順位となっています。

次に「3 一人当たり市町民所得」です。こちらは、グラフの下の小さい字で書かれた※印をご覧ください。本書において、「一人当たり市町民所得」というのは雇用者報酬、財産所得、それから企業所得を足し合わせて、対象地の人口で割ったもので、個人の所得水準や賃金水準を表すものではない、と書かれています。企業の利潤なども含んだ数値だということ踏まえて、他市町と比較いただければと思います。こちらでは松阪市は県内15番目のところに位置しており、昨年度と同じ順位となっております。

資料についての説明は以上となります。そして、今回資料としてご準備はさせていただいていないのですが、昨年度からの審議会からの宿題といえますか、議員のなり手不足に対する議論の中で、他の状況はどうなのかというところがございました。そのことについて、今回、県内各市と類似団体の各市に照会をさせていただきましたので、口頭でご報告させていただきます。具体的には、議員のなり手不足について、報酬との関連性なども含めて問題や課題がありましたら、教えてください、という趣旨の質問をさせていただきました。

結果としたしましては、具体的な議論や対応を協議したと、というような回答は皆無でございました。現状、照会したどの市も定数割れは起きておらず、そこまで深刻な状況に至っていないように感じたところでございます。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明になります。どうぞよろしく願いいたします。

(会長) はい。ありがとうございます。ただ今の事務局の説明を受けまして、本日は、ご意見やご質問をいただいて参りたいと存じますが、今年度から庄司委員に加わっていただきました。ぜひ、新鮮な視点から様々なご議論いただければと存じます。

審議の進め方ですとか、あるいは論点や検討の視点について、整理や再確認をさせていただければと存じます。

第1に論点についてでございますが、先ほどの市長からの諮問によりますと、議会議員の報酬の額、それから市長、副市長、教育長の給与についての検討、という形で諮問いただきました。他方で当審議会におきましては、従来から慣例によりまして、それぞれの期末手当の額についてのご審議いただき、ご意見を募って答申してまいりました。本年度もご異論がなければこの期末手当の額についても論点に含めて審議していきたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは期末手当の額につきましても、審議の対象に含めてご審議いただきたいと存じます。

では、論点と検討の視点、さらにはそれらと資料との対応関係についても確認をさせていただきたいと思います。

論点につきましては、今もご確認いただきましたように市長、副市長、教育長、これら行政三役の給料の額、これが一つ目の論点です。次に議員の報酬の額についてです。これが論点の二つ目ということになります。三点目といたしましては、先ほど審議の対象として付け加えていただきました、市長、副市長、教育長、そして議員の期末手当の額についてです。これらについて、引上げが相当か、引下げが相当か、それとも据置きが相当か、こうした点について、主に次回、ご意見を頂いて次々回に答申をまとめてご審議いただくという形で進めて参りたいと思います。この三点については論点として設定させていただきますが、それぞれご検討いただく際の検討の視点についても確認をさせていただければと思います。

検討の視点の一つ目といたしましては、県内各市、そして類似団体と比較した時に報酬の額、給料の額、期末手当の額について、それをどのように考えるかということがご検討いただく際の視点の一つになります。これにつきましては、本編資料でご説明いただいたところです。これらの資料を活用いただきましてご検討いただければ。

検討の視点の二つ目といたしましては、市の財政状況ですとか、松阪地域の地域経済の動向との関係でどのように考えるか。これがご検討いただく際の二つ目、ということになります。

地域経済の動向につきましては、後程、委員からご教示賜りたいと存じます。他方で財政状況につきましては、追加資料の1、2について事務局から説明いただいたところです。

さらに視点の三点目といたしましては、人事院勧告をどのように考慮して考えるかというところです。市長のご挨拶にもありましたように一般職の職員の方々におかれましては、人事院勧告に準拠して改定しているのに対して、特別職の皆様については、この人事院勧告に必ずしも準拠しなければならないという対応関係にあるわけではありません。ただ、従来から当審議会におきましてもこれを参考としながら検討いただいてきた経緯がございますので、本年度につきましても人事院勧告を考慮して、給料の額、報酬の額、期末手当の額についてどのように考えるかご意見いただきたいと思います。

検討の視点について再確認いたしますが、一つは給与・報酬の額、期末手当の額について、県内各市そして類似団体、それらとの関係をどのように考えるかが一つの視点です。二つ目の視点といたし

ましては、松阪市の財政状況、松阪地域の経済の動向、これらとの関係を踏まえてどのように考えるかが、視点の二つ目となります。三点目といたしましては、人事院勧告を考慮したうえでどのように考えるか。これら三つの視点からご検討いただければと考えております。

次に、審議の進め方について確認をさせていただきたいと思っております。本日が、1月24日、第1回目ということです。次回は来週1月31日に同じく10時からになります。3回目は、その翌週2月7日に同じく10時からになります。先ほど整理させていただきました論点につきまして、引上げが相当か、引下げが相当か、またこうした答申に結び付く具体的なお考えにつきましては、次回にお伺いさせていただきたいと思っております。そして次回いただきますご意見で、答申が首尾よくまとめられそうでしたら、第3回目に向けて事務局に答申案を準備いただいて、それについて審議するという形をとらせていただきたいと思います。本日の会は、次回、具体的な論点に対してご意見いただく際の前提といたしまして県内各市や類似団体で報酬、給与がどのような水準になっているか、市の財政状況がどのような状況にあるか、人事院勧告がどのようにされたか、そうしたことについて、皆様方と認識を共有して、ご意見ご発言をいただくという機会にしたいと思っております。

先ほどの事務局からの説明を含めまして、本日資料をご覧いただきながら思ったこと、お感じになったこと、率直な感想ですとか、あるいは質問などしていただければと思っております。

では、いつものような形で、順々にご意見をいただくことでよろしいでしょうか。前年度に引き続き恐縮ですが、委員からお願いいたします。

(委員) 意見としてまとまっていませんのでもう少しお時間をください。

(会長) ありがとうございます。のちほどでも結構ですのでご発言いただければと思っております。では続いて委員、いかがでしょうか。

(委員) 本編資料の9ページでは「市長、副市長、教育職給与額比較表」とあるのですがけれども、11ページの表は「給料額」となっているが、何か違いはあるのでしょうか。

(事務局：高山) 給与と呼ばれるものについては、給料と手当を含めたものをそう呼ばせていただいておりますが9ページは給料のほか、期末手当も表示させていただいておりますので給与とさせていただきます。11ページにつきましては本俸だけの金額ですので給料とさせていただきます。

(委員) ありがとうございます。続いて、本編資料24ページの人事院勧告の令和4年度のところで、官民格差率0.23%で、月例給改定率0.3%となっておりますが、枠外のところに※印で改定率は(本俸と手当の合計)の改定率、となっておりますよね。具体的に手当の改定はあったのですか。

(事務局：高山) 月例給改定率につきましては、例えば本俸が上がることによって時間外手当も上がります。いわゆるはね返り分も含めての改定率ということになっております。また、松阪市では支給はないのですが、地域手当も本俸に連動しますので、そういった手当を含めての率となっております。

(委員) ありがとうございます。毎年、こういう答申がなされたという新聞記事を目にしますが、その答申に対してどのように実施されたかというのはあまり目につかないように思います。そのまま実行されたのか、この部分はこう変わったとか。

(近田総務部長) これまでもこの審議会からいただきました答申につきましては、その内容を尊重さ

せていただきまして、3月の議会になります。条例改正案を追加で上げさせていただいております。したがって、昨年の答申内容、期末手当の引下げについても条例改正を行わせていただきました。今年につきましても、ご答申いただく内容に準じて条例改正を行わせていただきたいと思います。

(会長) 審議会の責任は重いですね。続いて委員いかがでしょうか。

(委員) 会長からご説明いただいた検討の視点については例年通りかと思えます。一つ目の視点は例年どおり、三つ目は明確に記載されていて、二つ目が難しいなと思いつつ説明を聞かせていただいている。ぱっとすぐに理解できず、今日もまだそこまで理解できていないのでそのあたりを深めていきたいと思えます。

委員が質問された、答申がどう反映されているのかというところについては、本編資料 24 ページで期末手当支給率が 4.35%と引き下げられているので、採用されているのかなと思いつつ見ていたのですが、気になっていたところなので聞いてよかったです。

また、この審議会が始まる前に市長と雑談していた中で、今回の人事院勧告の 0.3%と連合の 5%（日本労働組合総連合会の 2023 年春闘の賃上げ要求方針）にずれがあるという話をしていたのですが、その差については定期昇給分が大きいのかなと思えます。24 ページに書いてあるのはいわゆるベースアップになりますが、連合の数字は、定期昇給とベースアップ、併せた数字であるので。公務員は定期昇給をきっちりされているのだろうということかと思えます。

世の中では物価上昇が新聞紙面を賑わせていますが、定期昇給やベースアップと関係あるのかどうかというところだと思えます。

(会長) ありがとうございます。続いて委員お願いします。

(委員) 初めて見せていただく資料ばかりで、感想にはなっていますが、松阪市の特別職の給料や報酬が県内では平均的な位置にあることが分かりました。資料の中で分からないところがありまして、9 ページの給与比較のところ、期末手当支給率の役職加算等について四日市が 45%と飛びぬけていますが、なぜこんなに高いのでしょうか。逆にその左の支給率は低いようにも思いますが。

(事務局：高山) 本編資料の 9 ページ期末手当支給率についてですが、我々一般職ですと賞与に関して役職に応じて加算というものがなされます。一番高いところで、部長級であれば 20%。基本給、基礎額に対して 20%加算した額に支給月数をかけるという計算になっているのですが、松阪市においては、特別職に対しても 20%の役職加算を加えただけでボーナスを支給させていただいております。表のところに役職加算「等」と書かせていただいておりますが、四日市市については、役職加算のほかに特別な加算（四日市市は役職加算 20%のほかに管理職加算という名目で 25%を上乗せ）が上乗せされております。合計 45%の加算が、四日市市の特別職の賞与についているということになっています。ただ、委員がおっしゃられたように、支給率は若干低く設定されていることから、この辺で帳尻が合わせられているのかなと思えます。10 ページの類似団体をご覧くださいと、その傾向は顕著になっているかなと感じています。

(会長) ありがとうございます。続いて委員お願いできますでしょうか。

(委員) 財政の状況について詳しくご説明いただきありがとうございました。毎回拝見させていただいていますが、非常に保守的に手堅くされているなど。一方で、この間の松阪マラソンのように事業

にメリハリをつけて松阪市を活性化しようという取り組みなどもされていらっしゃるの、保守的だけれども活性化にも取り組まれているなという印象を持っています。

資料の中で若干気になったところがあったのですが、回答が載っていたのでそこだけ発言させていただければと思います。資料2の④財政力指数、これが傾向的に右肩下がり、類似団体や県内はほぼ横ばいであるにも関わらず、なぜ松阪市だけ低下傾向にあるのかというところが若干気になりました。分母が増えたのか、分子が減ったのか、どうなのだろうと気になったのですが、この回答が資料1の4ページの策定にあたっての前提条件、一番下の財政指標というところの真ん中に財政力指数がありまして、基準財政需要額が増加するため令和2年度末までは指数が減少したが今後は上昇することが予想される、という回答が載っておりました。令和3年はたまたま減少となりましたが、回復していくのだろうなと思いますが、その回復の仕方について、イメージ的なものをお持ちでしたらお教えいただけたらと思います。

(中尾財務課長) 財政力指数についてご説明いただきましてありがとうございます。委員がおっしゃられたように緩やかに回復させていきたいと思いますが、集中投資期間は確かに終わりました短期償還をさせていただいております。同時に、説明の中でも度々触れさせていただきました合併特例事業債を利用しまして、未来投資基金を令和3、4年度と積み立てさせていただきます。金額については総額40億円、合併特例事業債のほうは38億円借り入れます。毎年20億円ずつ積み立てまして、市の負担として起債借入分の償還に約5年かかるという形になります。今年度から一部償還が始まっていますので、集中投資期間とよく似たような状況になると思いますが、その後、緩やかに回復させていけるようにもっていきたいと考えております。

(会長) では、つづいて委員お願いいたします。

(委員) 昨年に続き出席させていただいております。昨年は初めてで全く分からないことばかりでして、今年もあまり分かってなくて申し訳ありません。松阪市の特別職の給料は県内では高くもなく低くもなく、ということが資料を拝見させていただいて感じました。民間企業と国家公務員の較差0.23%、これを平均0.3%の給与改定を行うことで差が開かないようにしているのだということを理解しました。

(会長) ありがとうございます。他に皆様いかがでしょうか。よろしければ委員から地域の経済状況についてお教えいただいて、さらに議論を深めてまいりたいと存じます。

では委員、お願いできますでしょうか。

(委員) 私のほうからは、三重県及び当地域の経済状況についてご説明させていただければと思います。お手元のほうにクリップ留めで3つの資料があると思います。

最初のカラー刷りのほうからご説明させていただきます。「三重県経済の現状と見通し」ということで、2022年12月29日現在で作成したものでございます。これは、各種経済統計指標から景気の現状と今後の見通しを判断しているということでございます。なかなかこういうデータをグラフで見るとはなかなかないと思いますので、かいつまんでご説明させていただければと思います。

まず1ページ目の総括判断というところ、1番上段のほうをご覧くださいと思います。景気の現状として、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きが見られるという基調判断にしております。主な理由としては、下に書いてあるとおり、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、対人サービス、消費に持ち直しの兆しが見られるということに

なっております。基調判断で前月との比較というところで右にありますように横ばいということでございますので、行動制限がいろいろと緩和される中で、後ほど述べます観光消費とかそういうところも、持ち直しが5件あるというところで、こういう判断になっております。

部門別を見ますとまず家計部門のほうですが、住宅投資以外の項目については、持ち直しや回復の動きが見られるという判断になっております。特に上から三つ目の観光は持ち直しているということで、下のところに県内施設の延べ宿泊者数が10か月連続の前年比増加ということになっております。また雇用のほうも、有効求人倍率は前月比横ばいということで、非常に堅調な動きを示しているということになっております。具体的には、ページを1枚おめくりいただきまして、まず観光のほうは、3ページをご覧ください。この3ページのグラフの折れ線がジグザグしているのが前年比で、緑のほうが均した6か月の移動平均になっていますが、徐々にゼロより上のところに来ているということで、宿泊者数は増加しているという形になっています。また、全国旅行支援を利用した宿泊予約が好調であるということも起因しているということです。

雇用につきましては、次の4ページをご覧ください。図表6に有効求人倍率数であるとか、新規求人倍率が記載されております。有効求人倍率は景気のほぼ一致指数、新規求人倍率が先行の指標になっておりますので、それら両方を見ると、雇用は底堅いかなという感じでございます。

賃金のほうは、皆さんご承知のとおり、実際の賃金については非常に厳しい状況になっているということなのですが、雇用全体を見ても、やはり不足感がまだあるというところがございます。

次に最初のページに戻っていただきまして、企業部門のほうをご覧ください。企業部門については、企業活動は持ち直しの動きに足踏みが見られるということで、前月比、下方修正しているということになっています。あと倒産のほうも悪化しつつあるということになっていまして、企業部門のほうは足元停滞ぎみという形になっています。

一方、設備投資のほうはITであるとかDX絡みの投資があるということで、持ち直しの動きが見られるということになっています。特に企業活動が下方修正されているというところにつきましては、5ページをご覧ください。図表9のグラフで、水色が電子部品デバイスという、いわゆる半導体の部分なのですが、ほとんどキオクシア四日市工場の半導体と理解していただければよろしいかと思います。これが2022年半ばぐらいまではプラスで前年比2桁の伸びの大半を電子部品デバイスが寄与していた形になっていたのですが、ちょっと下落、マイナスに寄与しているということになっています。上のほうのマルの二つ目を読み上げますと、電子部品・デバイスは、キオクシア四日市工場が世界的なインフラによる個人消費の落ち込みを背景としたスマホ向けなどの半導体の需要減を受けて、10月より半導体の製造に欠かせない材料である基盤の投入量を計画比で3割削減する生産調整を行うなど、当面現状方向で推移することが予想されるということで、3か月程度の見通しですけど足元そういう形になっているということがございます。しかしながら現在、すごく大きな製造棟も造っておりますので、中長期的には需要はこれからもあるというふうな形になると判断しております。

次に海外部門ですが、最初のページに戻っていただきまして、海外部分は円安傾向を受けて輸出が持ち直しているということがございます。その他、物価については上昇しているというところで、下のほう、津市消費者物価指数（生鮮食品を除く）は10か月連続の前年比上昇ということになっております。これは資料7ページをご覧ください。6個人部門の動向：その他で物価が上昇していると書いてありますが、図表14をご覧ください。10か月連続している上昇の内訳がこれですぐ読み取れるようになっております。主に上昇しているのは光熱水道費、食料ですね。生鮮食品を加えると、多分一段と伸びると思うのですが、皆さんの肌実感でご理解いただいているそういった品目が伸びて、大きく上昇していると。結果的にその他の品目にもそういうのが波及しているということがございます。

1 枚目に戻っていただきまして、当面の見通しのところですが、今後どのように景気が辿っていくかというところなのですが、世界経済をめぐる不透明感は依然として続く海外需要が下振れれば、景気持ち直しのテンポは弱まる見通し、ということで、やや、ちょっと景気が下向きの方向に行くと思っております。具体的には、欧米の金融引締め継続や、この12月29日時点ですが、中国のゼロコロナ政策による景気減速懸念など世界経済をめぐる不透明感は強く、海外需要が下振れれば景気持ち直しのテンポは弱まる見通しという判断をしています。そのうち中国のゼロコロナ政策については2023年の1月8日に終了したということで、この足かせは取れたということになっております。しかしながら特にアメリカの金融は今も引締めしていて、まあ引締めのテンポはちょっと弱まっているのですが、早晩、アメリカの景気はやや後退していくと見られていますので、結果的に世界経済全体としてはやや、これまでの回復傾向からスローダウンしていくのではないかとというのが、一般的な見方になっているということでございます。以上が、三重県経済の動向になります。

次の資料をご覧ください。これは当社が行いました第53回経営者アンケートという景況調査で、企業にアンケートをとったものでございます。実施時期は2022年8月下旬から9月中旬ということで、最も円安が加速していた時期に行ったものということで見ただけならばと思います。資本金1億円以下の577社の方に回答していただいております。そのうちの松阪地域を含む中勢地域の割合は、132社で22.9%と約1/4弱となっています。

1ページおめくりいただきまして、調査結果の概要版というところをご覧ください。景況感は2半期ぶりに改善し、先行きは改善見通しということで、先ほどの三重県経済のところについても、景気の現状ということで持ち直しの動きが見られると申し上げましたけど、それを裏づけるような形で、改善しているということと、3か月のタイムラグがあるのですがこの9月の時点では先行きは改善見通しということになっているということでございます。その判断につきまして、図表のほうをご覧ください。2022年上というところの、「景気がよい」から「景気が悪い」というふうに見た景気判断「D.I.値」がマイナス25.6ということで、2021年下期のマイナス33.5から8ポイントほど改善している。先行きもマイナス13.5ということで、10ポイント以上改善見込みになっているということで、経営者の景況感自体は改善する見込みであるということになっています。

それから18ページ、19ページをご覧ください。2022年度下期の展望ということで10月から2023年の4月までというところで、弊社はどう見ているかというところでございます。

次の19ページのグラフをご覧ください。図表23は来期の業績回復のためのプラス要因というのを示してあります。これを見ますと、2022年上期につきましては、売上げ増加というのが、2021年下期より減少しているという形になっています。その一方で、販売価格の上昇というのは、2021年下期よりも増えているということになっております。当然、販売価格が上昇して売上げの増加があまり期待出来ないということは、販売数量が減ることになりますので、消費者側からすると価格が高いものは購入を減らす形になりますので、当然といえば当然なのですが、そういう結果が出ているということです。マイナス要因のところにつきましては、仕入価格の上昇というのが、前期より大きく増えているということになっています。これを販売価格の上昇に結びつけるというような動きが実際に出てきているし、この2022年の10月から食料品など一斉に値上げして、再度値上げをし得るところがあると、皆さん新聞等でご承知の事実がありますので、この辺については仕入価格の上昇がいつまで続くのかということがポイントになってくるかと思っております。一つは円安要因、一つは原油価格などエネルギー価格の上昇というところですね。これはウクライナ情勢がどうなるか、その辺もあると思っておりますけど、景気が後退していけばエネルギー価格は落ちついてくる。円安のほうも一時150円まで行きましたけど今は130円ぐらいになっているということで、日本の金融政策の色合いが若干変わっているということもありまして、そういう状況になっているということでございます。そういう状況では企業経営的には仕入価格の上昇を販売価格にどう転嫁して需要を

つかむか、というところが1番のポイントになっているということでございます。

それから経営者の声は、一部編集した部分もありますけども生の声をたくさん書いていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ポイントだけ整理させていただくと、資料の2ページ目、項目別にポイントを書いておりますが7の経営者の声というところで、一つは「脱炭素」、いわゆるCO2削減とかそういう動きがあるということと、景気に関する話でいきますと、二つ目で「原材料の価格高騰が例年にないレベル」。これはパルプ・紙・紙加工品製造業の方。あと「電気料金等特にインフラにおける費用負担が経営を圧迫している」というのは一般機械器具製造業。あと「見積りの有効期限を設定している」ということで建設業など。当然、例え3か月でも人件費、人を雇おうと思うと上がってしまうということもありますので、見積り期限の有効期間を設定したりするなどして対応しているということで、原材料エネルギー価格の高騰の影響に関する声が非常に多いということですね。一方で、コロナウイルスの影響なのですが、先ほどご覧いただいたようにマクロ的には緩和の方向で、景気についてはいい方向に動いている形になると思うのですが、医療とかそういうところはちょっと置いておいて、それ以外の部分でちょっと見てみますと、「入国制限が緩和され外国人雇用を増やす動きが加速する見込み」。あと、「来店客が増えて増収しても材料価格・人件費が上昇して思ったより利益が出ない」。緩和して来てもらったけど結果的にその仕入れ価格が上昇して利益はなかなか出にくいというような構造になっているという、そういうことをおっしゃっているというところになっています。したがって、改善が続くのですが、緩やかな改善という表現がいいのかも分かりません。

それから最後に、三重県商工会議所連合会が小規模企業景気動向調査というのを各商工会議所含めてやっておりますので、そちらの結果をご覧ください。これは2022年4月に公表されておりますので、若干前の結果でございます。松阪地域、松阪商工会議所地区の景況調査の結果を見てみますと、1番最後のページですが、松阪商工会議所地区対象企業898事業所、回答事業者289事業所というところがございます。2022年1～6月期のD.I.値、「良い」から「悪い」を引いた数値ですけど、マイナス43.9と前回より0.6ポイント改善しているというところで、判断としてはほぼ横ばいという結果になっていると記載しております。また、今後の見通しのところをご覧くださいますと、2行目D.I.値はマイナス36となっております。マイナス43.9からマイナス36というプラス7.9ポイントの改善で、景況は悪いながらも前向きな動きになっているということで、先ほどの弊社の経営者アンケートの結果とはこの時点ではほぼ同様の見通しが出ていたということでございます。

それに対して三重県全体はどうかということにつきましては、2ページの「はじめに（総括）」というところの上段部分の三重県の全体のD.I.値はマイナス32.9ということで、前期に比べて3.5ポイント改善したということです。それから上段のほうに「また、今後の見通しのD.I.値は」という記載がありますが、マイナス32.9からマイナス27.8とプラス5.1ポイントの改善ということになっています。松阪地域は先ほど申し上げましたように7.9ポイント、約8ポイントの改善ですので、三重県全体の改善幅を上回る改善になっているという状況。ほぼほぼ、三重県と同じような傾向になっているのですが、松阪のほうは景況の改善はいい形で回復する、という結果になっているということでございます。以上が三重県及び当地域の経済状況についてのご報告でございます。

（会長） ありがとうございます。大変貴重な資料とそれに基づくお話をありがとうございます。委員の御教示につきまして、ご発言ですとかご質問などございますか。いかがでしょうか。

（委員） コロナについて、5月の連休前か連休後ぐらいに第5類へ引下げになるということなので、その部分が経済的にどう影響が出るかというのは、なかなか私も想定しづらいのですが、例えばこういう会議の場でもマスクは不要になっちゃいますし、マスクの関連業者は多分、非常に厳しい

状況かなと思います。例えば今ですと濃厚接触者になったらその接触者の方は、発症の翌日から5日間待機しないといけないとか、条件付きで短縮はできると思うのですが、そういう行動制限が一般的に示されているところが撤廃されるので。たとえば松阪地域の観光であるとかどういう点でプラスになっていくのか。その辺はなかなか見通しづらい部分があるのですが、実際に皆さんどういった感想をお持ちなのかというところがちょっと知りたいなというところではあります。

企業活動が活発になって税収が上がれば、財政もよりよくなっていきますし、そういう意味では所得が増えれば、当然、市民税も増えていく形、税収にプラスに寄与してきますので。その辺がどういう形になっていくかというのは、今後、注視していきたいと思っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。委員、もし、お見立てのところなどがあればお聞かせいただければと思いますがいかがですか。

(委員) 非常に難しい問題ですね。もっとたくさんデータが出てくれば。

(会長) また、次回までにお目通しいただいて、ご質問等いただければと思います。では最後になりますが、当審議会の過去の審議の経過などについて振り返りながら本日は終えたいと思います。

本編資料の23ページをご覧くださいませでしょうか。左側ですと、平成27年度の人事院勧告とそれを踏まえた平成28年1月から2月にかけての審議会の右側の状況ですね。この対応関係についてご覧いただきますと、現市長のもとで現在のような体制でこのような審議会が開催されて以降の経緯についてご覧いただけるかなと思います。

県内各市そして類似団体との比較で申しますと、県内の中では中位に位置するものの、ただ人口10万人以上の他市との対比で見ると、低い水準にあるということについて、これをどのように考えるかというような問題意識を度々ご提示いただいてその上でご審議いただいております。ただ、右側のほうをご覧くださいませと、給料額・報酬の額については、据置きというような形で、平成28年の審議会以降、答申を出しております。この背景といたしまして、今お話ししての私の見たところですので、もし修正すべき点などがございましたら委員の皆様、事務局の方からご指摘いただければと思いますが、従来このような形で据置き、妥当というような形で、答申をいただいてまいりましたのは、市の財政状況といたしまして、合併以来、ずっと堅調な形で財政運営をされてこられていることですか、さらには先ほどのご説明にもありましたが、集中投資期間など短期償還に取り組んできたというような財政状況を踏まえた形の審議をいただいてまいりました。

また、地域経済の状況に関しましては、直近で申しますとコロナの状況などもございましたので、大変厳しい中でご審議いただいてきたというような経緯もございます。こうした財政状況ですとか、地域経済の動向に加えて、近年の人事院勧告については、月例給改定率について、ご覧いただいているようなところにはあるものの、近年のものは、基本的には若手層とこういうのですかね、本年度もそうですが、20代30代を中心とするものであって、いわゆる幹部職員の皆様を対象とするものではなかったということも、従来の当審議会においては据置きの答申という形になってきた大きな背景の一つにはあろうかと思えます。

他方で、期末手当につきましても、基本的には人事院勧告を踏まえるような形でご検討いただき、これについては、引上げ、また引下げの答申をいただいてきております。少し経緯を辿ってみたいと思いますが、平成27年度については、一般職の期末手当が0.1月分、指定職が0.05月分、これに合わせるような形で、行政三役が0.1月分、それから議員については0.05月分の引上げという形の答申をしております。平成28年度も基本的には人事院勧告を踏まえるような形で答申をいただいております。29年度も同様なのですが30年度そして令和元年度のところに少し特徴がございます。30

年度は、人事院勧告では引上げだったのに対して、当審議会の平成 31 年 1 月から 2 月の審議においては、据置きという形で答申をしました。他方で令和元年度については、人事院勧告は、一般職について 0.05 月、また指定職についても 0.05 月だったわけですが、右側の令和 2 年 1 月から 2 月の審議会答申を見ていただきますと、前年度据え置いた分と合わせて引上げ、というような形の答申をいたしました。したがって、30 年度、令和元年度の、それぞれ 0.05 月分を合わせる形で、行政三役について、0.1 月分、そして、議員についても、0.01 月分というような形で引上げの答申をいただいております。

このように給与につきましては、活動に対しての対価というような性格がございますので、その都度その都度の状況に応じてなかなか変動させにくいのに対して、期末手当については、その都度その都度の状況に合わせた改変がある程度柔軟に可能だということに注目して、当審議会におきましては、給料・報酬の額で見るとやや見劣りするものの、その分を期末手当と合わせた年収ベースで見ると、それを補完するような形で考えられるのではないかとというような形で、期末手当のほうに主として着目をしながら、その額を検討し、答申をしてきた。このような経緯があるかなと思います。

令和 4 年度については、一般職の月例給改定率については 0.3%とありますが、これは主として 20 代半ばから 30 代半ばまでを対象としたものですので、いわゆる幹部職員の方々については対象外とされているということは、過去にもあったような形の人事院勧告ということになります。この人事院勧告の内容をどう踏まえるかっていうところが一つの論点かなと思います。

令和 3 年度をご覧くださいと、期末手当について引下げの勧告が出ましたので、昨年の当審議会においては、期末手当については引下げと据置きそれぞれ両論が拮抗しましたが、最終的には引下げという人事院勧告にある程度連動させるような形でご答申をいただきました。令和 4 年度の人事院勧告につきましては、一般職が 0.1 月分、そして、議員について参考にしている指定職が 0.05 月分の引上げという形の人事院勧告となっておりますので、これを踏まえて今年度どのようにご議論いただくかっていうところあたりが、今年度の主要な論点ということになるかなと考えております。

一応このような形で、事務局の方から何か補足いただくようなところありますか。

(事務局：高山) ありません。

(会長) では、委員の皆様から全体を通していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今回は、先ほど整理させていただいた三つの論点、行政三役の給料、議員の報酬、さらにはそれぞれの期末手当の額について、具体的なご意見、お考えについてお聞かせいただきたいと思いますので、次回までにご意見のほう検討いただいて、審議会に臨んでいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

では議事を終えましたので、進行は事務局にお返ししたいと思います。

(事務局：中西) ご議論ありがとうございました。第 2 回目でございますけれども、1 月 31 日、火曜日、午前 10 時から、この場所で開催をさせていただきますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて、審議会を終了させていただきます。

以上